

平成 22 年 1 月 28 日

納税環境整備 P T について（案）

- 納税者権利憲章（仮称）の制定、国税不服審判所の改革、社会保障・税に関わる番号制度の導入などについて検討を行うため、納税環境整備 P T を設ける。なお、本 P T の検討に当たっては、国税不服審判所の改革については行政不服審査全体の見直し、社会保障・税に関わる番号制度については今後立上げを予定している「社会保障・税に関わる番号制度に関する検討会」の検討状況を、それぞれ勘案しつつ検討を進めるものとする。また、専門家委員会に設置される納税環境整備小委員会の検討も踏まえるものとする。
- P T の座長は峰崎直樹・財務副大臣とし、メンバーは今後調整する。

以上

平成 22 年度税制改正大綱（抜粋）

第 3 章 各主要課題の改革の方向性

1. 納税環境整備

（1）納税者権利憲章（仮称）の制定

「代表なくして課税なし」の言葉に象徴されるように、議会制度は税と共に発展してきたといっても過言ではありません。つまり、議会制民主主義における税のあり方は、あくまでも税を納める主権者たる国民の立場に立って決められるべきものです。国民主権にふさわしい税制を構築していくため、納税者の税制上の権利を明確にし、税制への信頼確保に資するものとして「納税者権利憲章（仮称）」を早急に制定します。

納税者の権利を守るための具体的な改革として、更正等の期間制限が課税庁からの更正と納税者からの修正で異なる点について見直していきます。特に課税庁の増額更正（事後的な納税額の増額）の期間制限が 3～7 年であるのに対して、納税者からの更正の請求（事後的な納税額の減額）の期間制限

が1年であることは納税者の理解を得られにくく、早急に見直す必要があります。

(2) 国税不服審判所の改革

税が議会制民主主義の根幹であることを考えれば、個別の課税事案に対して納得できない納税者の主張を聞く「国税不服審判所」は、民主主義にとって極めて重要な機関です。

しかし、国税不服審判所の現状は、この重要な役割を果たすには十分ではありません。特に、その機能を果たすために最も重要な審判官の多くを国税庁の出身者が占めていることは問題です。そのほかにも証拠書類の閲覧・謄写が認められていないなどの問題があります。

これらの観点から、国税不服審判所の組織や人事のあり方、不服申立前置主義の見直し、不利益処分理由附記などについて、行政不服審査制度全体の見直しの方向を勘案しつつ、納税者の立場に立って、適正な税務執行が行われていることが国民に明らかになるよう、必要な検討を行います。

(6) 納税環境整備に係るP Tの設置

以上、(1) 納税者権利憲章(仮称)の制定、(2) 国税不服審判所の改革、(3) 社会保障・税共通の番号制度導入、(4) 歳入庁の設置、等について、具体化を図るため、税制調査会の下にプロジェクト・チーム(P T)を設置します。特に、(1)(2)(3)については1年以内を目途に結論を出します。

平成 22 年 1 月 28 日

市民公益税制 P T について（案）

- 市民・事業者・行政が協働して課題を解決していく「新しい公共」を確立するため、市民が担う公益活動を資金面で支える寄附税制等を検討する市民公益税制 P T を設ける。なお、「『新しい公共』円卓会議」の検討状況も踏まえつつ、検討を行うものとする。
- 市民公益税制 P T のメンバーは、以下の者とする。ただし、座長の判断により、必要に応じて他の税制調査会委員の参加を求めることができるものとする（税制調査会のオブザーバーは随時参加可能）。

座長	渡辺 周	総務副大臣
	峰崎 直樹	財務副大臣
	大島 敦	内閣府副大臣
	松井 孝治	内閣官房副長官
	小川 淳也	総務大臣政務官
	古本伸一郎	財務大臣政務官

- 平成 22 年 4 月末を目途に成果を得るよう、市民公益税制 P T においては、以下の事項について検討し、その結果を税制調査会に報告する。
 - ①寄附税制
 - ②公益活動を担う法人（N P O 法人や公益法人など）に係る税制

以上

平成 22 年度税制改正大綱（抜粋）

第 3 章 各主要課題の改革の方向性

8. 市民公益税制（寄附税制など）

従来、公共は行政により専ら担われてきました。昨今、市民・事業者・行政が協働して課題を解決していく「新しい公共」の役割が重要性を増してき

ています。

少子高齢化が進む中、国民が安心して暮らすことのできる社会を実現するため、教育や子育て、街づくり、防犯や防災、医療や介護・福祉などの公益活動に市民が積極的に参加していけるよう、社会全体で支えていく必要があります。

市民が担う公益活動を資金面で支える上で寄附の役割は重要です。市民公益税制に係るプロジェクト・チーム（PT）を設置し、平成22年4月末を目途に成果を得るよう改革に向けた検討を進めます。PTでは、寄附税制に加え、公益活動を担う法人（NPO法人や公益法人など）に係る税制についても検討を行います。

平成 22 年 1 月 28 日

控除廃止の影響に係る P T について（案）

- 所得税・個人住民税の控除見直しに伴う保険料等の負担への影響を踏まえ、医療・福祉制度に関する負担の基準の見直し・経過措置の導入など適切な措置の検討を行うため、控除廃止の影響に係る P T を設ける。

- 控除廃止の影響に係る P T のメンバーは、以下の者とする（税制調査会のオブザーバーは随時参加可能）。

座長 小川 淳也 総務大臣政務官
古本伸一郎 財務大臣政務官
山井 和則 厚生労働大臣政務官
高井 美穂 文部科学大臣政務官
三日月大造 国土交通大臣政務官

- 控除廃止の影響に係る P T においては、所得税・個人住民税における①0歳から 15 歳までの子どもを控除対象とする扶養控除の廃止、②16 歳から 18 歳までの特定扶養控除の上乗せ部分の廃止により影響が生じる諸制度について、負担の基準の見直し・経過措置の導入など、適切な措置を検討し、その結果を税制調査会に報告する。

以上

平成 22 年度税制改正大綱（抜粋）

第 3 章 各主要課題の改革の方向性

2. 個人所得課税

（1）所得税

- ④ 所得控除から税額控除・給付付き税額控除・手当へ

(中略)

所得再分配機能の回復や「所得控除から手当へ」との考え方の下で、支え合う社会づくりの第一歩として、子どもの養育を社会全体で支援するとの観点から、22年度において、子ども手当の創設とあいまって、0歳から15歳までの子どもを控除対象とする扶養控除を廃止することとします(平成23年分からの適用となります)。23歳から69歳までの成年を控除対象とする扶養控除についても、このような観点に加え、就労している人と就労していない人との公平の観点からも検討を行ってきましたが、さらに議論を深めて幅広い国民的な合意を得ながら、今後、その見直しに取り組むこととします。

教育費等の支出がかさむ世代の税負担の軽減を図るために創設された16歳から22歳までの特定扶養親族を控除対象とする特定扶養控除については、22年度において、高校の実質無償化に伴い、16歳から18歳までの特定扶養親族に対する控除の上乗せ部分(25万円)を廃止することとします(平成23年分からの適用となります)。これらの見直しに伴い、現行よりも負担増となる家計については適切な対応を検討します。

なお、所得税・個人住民税の扶養控除等について、「所得控除から手当へ」等の考え方の下で見直すことにより、現行制度においては、これらの税額等と連動している国民健康保険料、保育料等の医療・福祉制度に関する負担に影響が生じることになりますが、見直しの趣旨を踏まえて、制度の所管府省においては、負担の基準の見直し、経過措置の導入など適切な措置を講じることとします。

(2) 個人住民税

(中略)

前述した通り、平成22年度税制改正では所得税において①0歳から15歳までの子どもを控除対象とする扶養控除の廃止、②16歳から18歳までの特定扶養控除の上乗せ部分の廃止を行います。税体系上の整合性の観点等から、個人住民税についても平成22年度税制改正において同様の措置を講じます(平成24年度分からの適用となります)。その際、扶養控除等の見直しにより国民健康保険料等に影響が生じることになりますが、制度の所管府省において、負担の基準の見直し・経過措置の導入など、適切な措置を講じることとします。